

# 県民運動基本計画など決まる

—第五十回国民体育大会 福島県準備委員会第七回常任委員会—

平成七年に本県で開催される第五十

回国民体育大会の福島県準備委員会第七回常任委員会は、三月二十九日、副

会長の友田副知事出席のもとに開催されました。

この常任委員会において、第五十回国民体育大会自転車競技ロードレースの会場地市町村の選定並びに第五十回国民体育大会の競技会場を選定するとともに、第五十回国民体育大会広報活動基本計画及び第五十回国民体育大会県民運動基本計画を決定しました。

以下にその概要を紹介します。

併せて本県の豊かな自然と香り高い文化を全国に紹介するため広報活動を展開する。

## 二、年次計画

「第五十回国民体育大会開催準備総合計画」による。

## 三、広報活動

印刷物による広報

国体開催の意義と準備状況の周知を図るため、県、市町村、関係機関・団体相互の協力のもとに、

国体だよりの発行等印刷物による広報活動を展開する。

(1) 広報活動による広報  
(2) 工作物等による広報  
広告塔等を設置し、国体開催の

映画等による広報

県民意識の高揚を図るために、国体映画等を作成する。

(4) マスコミによる広報  
報道機関との連絡を密接にし、即時の・広域的な情報の伝達に努める。

(5) その他の広報  
記念切手の発売等、隨時、広報活動として有効な方法を企画の上、

周知し、理解と協力を求め、国民体育大会に対する意識の高揚と、県民の積極的な参加を実現することとともに、

そのため、開催の趣旨を県民に広く周知し、理解と協力を求め、国民体育大会に対する意識の高揚と、県民の積極的な参加を実現することとともに、

(1) テーマ・スローガン等を制定し、普及する。  
(2) テーマ・スローガンの制定及び

普及

(1) テーマカラー、シンボルマーク、マスコットの制定及び普及

(2) マスコットの制定及び普及

(3) 国体の歌・音頭の制定及び普及

文化を全国に紹介するため広報活動を展開する。

文化を全国に紹介するため広報活動を展開する。

## 四、年次計画

「第五十回国民体育大会開催準備総合計画」による。

## 五、公式記録映画等の制作

「第五十回国民体育大会の成果を永く記録にとどめるため、映画等を制作する。

印刷物による広報

国体開催の意義と準備状況の周知を図るため、県、市町村、関係機関・団体相互の協力のもとに、

国体だよりの発行等印刷物による広報活動を展開する。

(1) 広報活動による広報  
(2) 工作物等による広報  
広告塔等を設置し、国体開催の

映画等による広報

県民意識の高揚を図るために、国体映画等を作成する。

(4) マスコミによる広報  
報道機関との連絡を密接にし、即時の・広域的な情報の伝達に努める。

(5) その他の広報  
記念切手の発売等、随时、広報活動として有効な方法を企画の上、

周知し、理解と協力を求め、国民体育大会に対する意識の高揚と、県民の積極的な参加を実現することとともに、

そのため、開催の趣旨を県民に広く周知し、理解と協力を求め、国民体育大会に対する意識の高揚と、県民の積極的な参加を実現することとともに、

そのため、開催の趣旨を県民に広く周知し、理解と協力を求め、国民体育大会に対する意識の高揚と、県民の積極的な参加を実現することとともに、

そのため、開催の趣旨を県民に広く周知し、理解と協力を求め、国民体育大会に対する意識の高揚と、県民の積極的な参加を実現することとともに、

そのため、開催の趣旨を県民に広く周知し、理解と協力を求め、国民体育大会に対する意識の高揚と、県民の積極的な参加を実現することとともに、

(1) 明るく豊かな心をつくろう。  
(2) 健康でたましいからだをつく

(3) 魅力ある生き生きとした“ふくしま”をつくろう。

## 三、運動のすすめ方

(1) 各種の広報活動により、この運動の目的について県民の理解を求める、一人ひとりの自発的実践活動として運動を盛り上げる。

(2) 各種の県民運動を運動目標のもとに体系づけ総合的に推進する。

(3) 県民運動推進協議会などを設置し、この運動を積極的・効果的に展開する。

## 六、専門部会等の設置

(1) 公式記録映画等の制作  
記念写真集の作成

(2) 必要に応じ専門部会等を設ける。

## 七、組織

(1) この運動の円滑な推進を図るために、第五十回国民体育大会県民運動推進協議会（仮称）（以下「推進協議会」という）を設置し、市町村においても同趣旨による組織

(2) この運動の円滑な推進を図るために、第五十回国民体育大会県民運動推進協議会（仮称）（以下「推進協議会」という）を設置し、市

(1) この運動の円滑な推進を図るために、第五十回国民体育大会県民運動推進協議会（仮称）（以下「推進協議会」という）を設置し、市町村においても同趣旨による組織

(2) この運動の円滑な推進を図るために、第五十回国民体育大会県民運動推進協議会（仮称）（以下「推進協議会」という）を設置し、市町村においても同趣旨による組織

## 八、運動の期間

この運動の推進期間は、推進協議会発足の日から第五十回国民体育大会実行委員会（仮称）の解散までの日までとするが、この運動が将来にわたり継続的に推進され、県民生活に定着するよう努める。

## 九、運動の目標

この運動の推進期間は、推進協議会発足の日から第五十回国民体育大会実行委員会（仮称）の解散までの日までとするが、この運動が将来にわたり継続的に推進され、県民生活に定着するよう努める。

※次のページに競技会場一覧を掲載